

令和7年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

| | 頁 |
|---|---|
| 議案第44号 亀山市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・ | 1 |
| 議案第45号 亀山市都市計画税条例の一部改正について・・・ | 6 |
| 議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部 改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について・・・ | 8 |
| 議案第48号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定 める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |

| | | |
|----|----------------------|--------------|
| 件名 | 亀山市税条例の一部を改正する 条例 | 総務財政部 税務課 |
|----|----------------------|--------------|

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市民税関係

(1) 納税義務者の総所得金額から控除する所得控除について、納税義務者が特定親族^{※1}を有する場合における特定親族特別控除を加えます。

＜第18条関係＞

| | 親族の合計所得金額 | 市民税控除額 | |
|------------------|---------------------------|--------|------|
| | | 改正前 | 改正後 |
| 特定扶養親族控除 | 48万円以下 | 45万円 | 45万円 |
| | 48万円超58万円以下 ^{※2} | | |
| 特定親族特別控除 (新設) | 58万円超95万円以下 | 0円 | 45万円 |
| | 95万円超100万円以下 | | 41万円 |
| | 100万円超105万円以下 | | 31万円 |
| | 105万円超110万円以下 | | 21万円 |
| | 110万円超115万円以下 | | 11万円 |
| | 115万円超120万円以下 | | 6万円 |
| | 120万円超123万円以下 | | 3万円 |

※1 「特定親族」とは、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限ります。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

※2 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年4月1日から施行され、配偶者及び扶養親族の所得要件が現行の48万円から58万円に引き上げられました。

(2) 公的年金等の受給者に係る個人市民税の申告義務について、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整理を行います。 ＜第26条関係＞

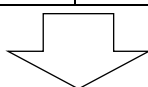
(3) 給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を加えます。 ＜第27条の2及び第27条の3関係＞

軽自動車税関係

(4) 二輪車の車両区分の見直しに伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分を見直します。 ＜第91条関係＞

【原動機付自転車の区分】

| 原動機付自転車の区分（現行） | | | |
|----------------|------|----------|----------|
| 総排気量 | 車両区分 | 税率 | ナンバープレート |
| 50cc以下 | 第1種 | 2,000円/年 | 白色 |
| 50cc超90cc以下 | 第2種乙 | 2,000円/年 | 黄色 |
| 90cc超125cc以下 | 第2種甲 | 2,400円/年 | 桃色 |



| 原動機付自転車の区分（改正後） | | | |
|---|------|----------|----------|
| 総排気量 | 車両区分 | 税率 | ナンバープレート |
| 50cc以下 | 第1種 | 2,000円/年 | 白色 |
| 125ccかつ最高出力 4.0kW以下 (新基準原付バイク※) | | | |
| 50cc超90cc以下 | 第2種乙 | 2,000円/年 | 黄色 |
| 90cc超125cc以下 | 第2種甲 | 2,400円/年 | 桃色 |

※「新基準原付バイク」とは、令和7年11月から適用開始となる欧州規制と同等の排ガス規制により、現行の50cc原付バイクでは規制クリアが困難となることから、125cc以下の原付バイクの最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御した原付バイクをいいます。なお、税率は2,000円/年で現行の50cc原付バイクと同額となります。

(5) 軽自動車税の種別割減免申請書の記載事項について、新基準原付バイクに該当する場合は、総排気量又は最高出力を記載することとします。

＜第96条関係＞

(6) 身体障害者等に対する種別割の減免申請において、運転免許証の情報が記録された個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードに記録された運転免許証の年月日、種類等の特定免許情報を確認するための必要

な措置を受けなければならないこととします。 <第97条関係>

固定資産税関係

(7) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合は、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとします。

<附則第18条関係>

たばこ税関係

(8) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式を次のとおり見直します。

<新附則第47条関係>

現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方式とします。

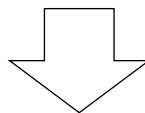
| 課 税 標 準 | | |
|---------|-------------|--------------------------|
| | 現 行 | 現行の換算本数×1.0 |
| 改 正 後 | 令和8年4月1日以降 | 現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5 |
| | 令和8年10月1日以降 | 改正後の換算本数×1.0 |

【紙巻たばこ本数への換算方法】

現 行：重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算（比率は1：1）

重量：重量0.4gをもって紙巻たばこ1本に換算

価格：紙巻たばこ1本当たりの平均価格（25.4円）で紙巻たばこに換算



改正後：次の加熱式たばこの区分に応じ重量のみで紙巻たばこの本数に換算

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

重量0.35gをもって紙巻たばこ1本に換算

重量0.35g未満のものは、加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算

イ ア以外の加熱式たばこ

重量0.2gをもって紙巻たばこ1本に換算

品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものは、加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算

その他

- (9) 公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、亀山市公告式条例（平成17年亀山市条例第3号）で定める掲示場に公示事項が記載された書面を掲示することに加え、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることを可能とします。 <第6条関係>
- (10) 地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴う規定の整理を行います。 <第8条及び附則第17条の2関係>

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日等は、次のとおりとします。
- ア 特定親族特別控除の仕組みの創設、公的年金等の受給者に係る個人市民税の申告義務の規定の整理並びに給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書における記載事項の追加に係る規定の施行日は、令和8年1月1日とします。
- イ 二輪車の車両区分の見直しに伴う軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し及び加熱式たばこに係る課税方式の見直しに係る規定の施行日は、令和8年4月1日とします。
- ウ 公示事項をインターネットを利用して閲覧可能とする改正及び納税証明事項に係る規定の整理に係る規定の施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日とします。
- (2) 改正後の亀山市税条例第6条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるとする

経過措置を設けます。

- (3) 特定親族特別控除の仕組みの創設及び公的年金等の受給者の個人市民税の申告義務の規定の整理に係る規定は、令和8年度以後の年度分の個人市民税について適用し、令和7年度分までの個人市民税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。
- (4) 個人市民税に係る給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書における記載事項の追加に係る規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金等に係る扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき申告書については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。
- (5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置に係る規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。
- (6) 二輪車の車両区分の見直しに伴う軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しは、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。
- (7) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式の見直しは、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

| | | |
|---|----------------------|--------------|
| 件名 | 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例 | 総務財政部 税務課 |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第5項及び附則第17項関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |

| | | |
|---|-----------------------------|--------------|
| 件名 | 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 市民文化部 市民課 |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>国の令和6年度PMH[※]（医療費助成）先行実施事業を活用したことにより、本市の医療費助成分野におけるPMHの利用環境が整いました。</p> <p>これに伴い、福祉医療費受給資格証の交付を受けた助成対象者が、保険医療機関を受診し、福祉医療費の助成を受けようとする際の受給資格証の提示に係る取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行うものです。</p> <p>※「PMH」とは、Public Medical Hubの略で、デジタル庁が開発した自治体と医療機関等をつなぐ医療費助成分野及び予防接種・母子保健分野を対象とした情報連携ネットワークをいいます。</p> <p>2 改正内容</p> <p>受給資格者又は保護者等が福祉医療費の助成を受けようとする際に、保険医療機関が受給資格者の個人番号カードにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で受給資格者の資格情報を取得し、及び閲覧することができるときは、受給資格者証の提示を不要とします。 <第8条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和7年9月1日とします。</p> | | |

| | | |
|---|-----------------------|--------------|
| 件名 | 亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 市民文化部 市民課 |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被保険者であって、一定の要件を満たしたものに傷病手当金を支給する制度を運用してきました。</p> <p>請求可能期間の末日から2年が経過し、令和7年5月8日に傷病手当金の支払請求権が時効により消滅したことから、同日以後に傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>被保険者に対する傷病手当金の支給に係る規定を削ります。</p> <p style="text-align: center;">＜第5条の2から第5条の4まで関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|---------------|
| 件名 | 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例 | 上下水道部 上水道課 |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している令第34条が繰り下げられたことに伴う規定の整理を行います。 <第3条及び第4条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |